

## 令和4年度電気自動車の急速充電設備設置事業仕様書

### 1 目的

広川町は、平成30年5月に文化庁による日本遺産「百世の安堵」に認定され、同様に「最初の一滴」として日本遺産に認定された湯浅町と協働した取り組みとして、地域の歴史的・文化的資源を利用した観光や施設の整備に注力しながら、広川町の認知度向上と交流人口の増加による活性化につなげ、広川町の創生を目指しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、日本全国で営業の自粛や「3密」にならない施策など、いわゆる「新しい生活様式」が求められており、観光もその煽りを受け、今までとは異なった受け入れ方法を考える必要が出てきているところです。特に、SDGsなどサステナブルな社会が叫ばれている昨今では、電気自動車のインフラ整備も徐々に整備されつつあり、メーカーによる電気自動車への参入とともに、家庭への普及も少しずつ増加傾向にあるところです。

ついでには、新型コロナウイルス感染対策として、公共機関を避けて自家用車で観光に来られる方々に安心して町内の観光施設を巡っていただけるように、広川町の主要施設となる2施設において、電気自動車の急速充電設備を設置するべく、当該設備の設置工事及びその後の管理・運営に係る年間運用についての業務を委託します。

### 2 適用範囲

本業務は、広川町が実施する電気自動車の急速充電設備設置事業に適用する。

### 3 業務の内容

本業務の範囲は以下の通りとします。

#### 【基本事項】

- 名称 電気自動車の急速充電設備設置事業
- 工期 契約締結日から令和5年3月31日（金）まで
- 設置箇所 広川町役場（広川町広 1500 番地）  
広川町立ふれあい館（広川町山本 971-1）  
※ 各施設の設置箇所については、別紙図面を参照のこと。
- 管理運用 急速充電設備の設置後、必要な業務一式  
※ 必要な業務の一例
  - ・課金収入の管理
  - ・電力量料金、電力基本料金の支払い
  - ・メーカー保守や保険料の管理・運用
  - ・課金機との通信に係る管理・運用
  - ・その他運用に係る一切の業務

### 【委託内容】

- 広川町が指定する2施設への電気自動車の急速充電設備の設置工事
- 設置工事を実施するにあたっての電力会社との必要な協議すべて
- 電気自動車の急速充電設備の稼働に係る管理、運営一式（1年更新）
- その他

## 5 作業計画

受託者は、本業務の着手にあたり、広川町企画政策課と協議の上、工程等を記載した作業計画書を作成するものとする。

## 6 打合せ

受託者は、本業務の実施において、広川町や関係機関と必要な協議・打合せを行い、業務の円滑な進捗に努めるものとする。また、打合せの内容については、記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。

## 7 業務管理

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、経験を有するものを担当者に配置しなければならない。

## 8 工期

令和5年3月31日（金）

## 9 設置箇所

広川町役場（広川町広 1500 番地）

広川町立ふれあい館（広川町山本 971-1）

※ 各施設の設置箇所については、別紙図面を参照のこと。

## 10 その他

- (1) 業務の遂行にあたって、受託者は委託者である協議会と十分な連絡を持ち、必要に応じて協議会の指示及び承諾を受けるとともに、関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 本業務における設置物は広川町に帰属するものとする。
- (3) 本業務の契約は2種類（工事請負契約及び年間管理運用業務契約）の契約を締結することとする。

## 11 留意事項

### (1) 一般的事項

- 受託者は、本業務の遂行について随時報告を行うこと。
- 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

### (2) 業務に関する事項

- あらかじめ発注者と調整したスケジュールで行うこと。
- 設置工事にあたって必要な人材を確保すること。また、業務遂行に必要な知識等に精通しておくこと。

### (3) その他

- 受託者は本業務公募に係る全ての書類、またその内容について、発注者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- 本業務仕様書に定めのない事項については、発注者と随時協議するものとする。
- 設置工事に係る支払いは、原則精算払いとする。